



市民協働によるまちづくり
イメージキャラクター「わっちゃん」

「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」をめざして 「第2次ながと協働アクションプラン」策定

■市民課市民活動準備室 TEL 23-1172

市では、地域コミュニティの育成や市民活動団体の活性化を図るため、平成29年3月に「第2次ながと協働アクションプラン」を策定しました。

現状

超高齢化社会・人口減少社会の到来や市民ニーズの多様化などの社会変化や時代背景から、現在、国や県においても、新たな地域コミュニティの育成や、市民活動団体の活性化と連携に取り組んでいます。
安心して暮らせる住みよいまちをつくり、未来へと続く地域社会を創造するためには、市民や地域コミュニティ、市民活動団体や事業者、そして行政がビジョンを共有し力を合わせる必要があります。

プランの目的

これまでのプランは、市民協働がどういったものか「チームながと」全体で理解し、市民自らが地域のために活動したいと思ふ気持ちを生かすための環境整備が目的でしたが、本プランはこれまでの施策を継続しつつ、新たに必要となる活動支援拠点整備などを組み込んでいます。

計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間としています。

策定の経過

既存の地域づくり協議会やNPO法人をはじめとする市民活動団体などに出向き、ワークショップやヒアリングを行い、活動の現状や課題について情報を共有しました。

市民協働について考えてみよう

協働の範囲・領域

市民協働の主体の組み合わせはさまざまです。目的を共有できる市民と市民、あるいは市民と行政が協働することで、まちづくりのネットワークはさらに広がり、強固なものになります。さまざまな主体の力を組織化し取組を進めましょう。

協働は「ルール」?

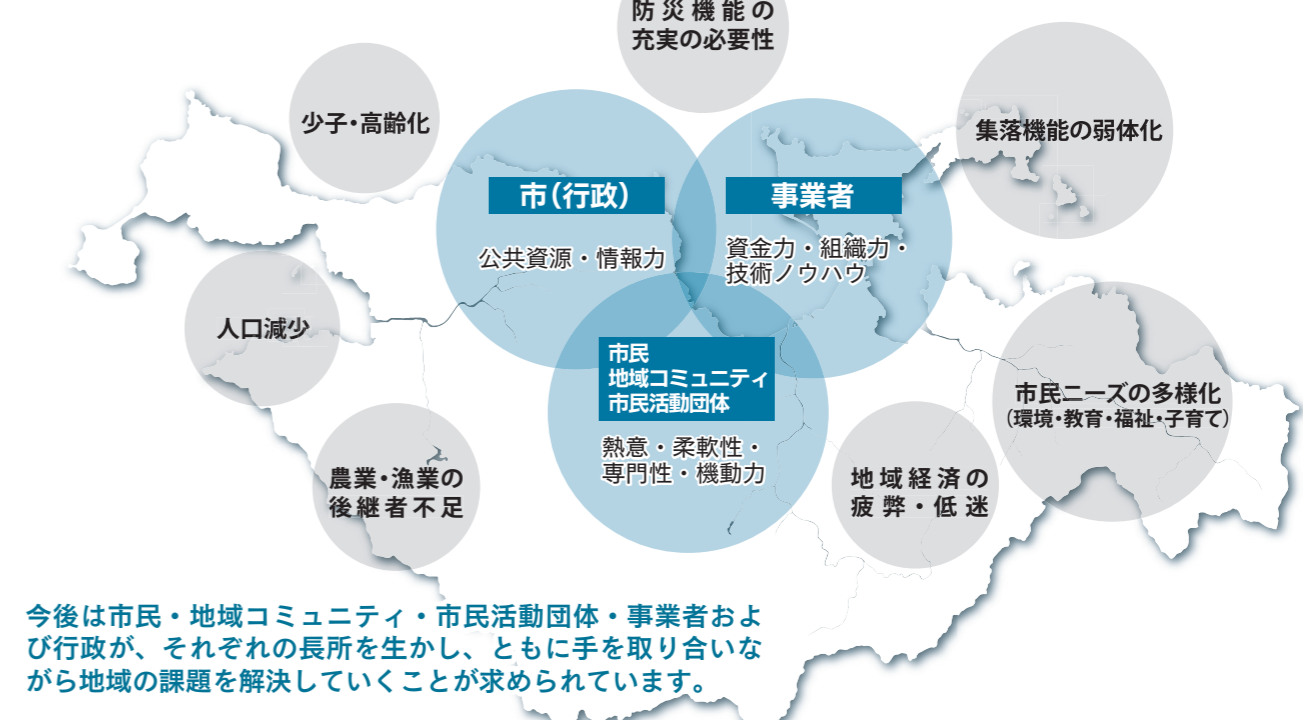
「協働を進めましょう」と聞くと、まるでそれが「目的」であるかのように考えがちですが、協働は「目的」ではありません。協働とは、さまざまなテーマ、場所、場面で、多様な主体が連携・協力して活動する「手段」です。

「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」を実現していくため、市民の皆さんにとって協働が有効な手段となり、地域課題の解決や豊かな暮らしにつながるよう、行政も取組を進めていきます。

協働に必要な6つの原則

- 1 対等の原則**
協働の活動は、誰もがパートナーであり主役です。対等な関係を保ち、それぞれの特性を生かし取組を進めましょう
- 2 自主・自立の原則**
一方的に依存することなく、自立した関係を保ち、またそれぞれが自主性を尊重し、専門性を高める努力が必要です
- 3 相互理解の原則**
本道と同じ目的に向かっていくのかを確認して、相互理解の上、事業を進めましょう
- 4 共有の原則**
合意の上で、必要な範囲の情報や手法、資源などを共有することが必要です
- 5 公開の原則**
市民と行政との協働は、相手の選択から内容や方法、結果まで、公平性と透明性を保ち積極的な情報提供が必要です
- 6 評価の原則**
事業に関わったパートナーがそれぞれ自己評価したり、第三者の評価を受けることで、より良い関係を構築する仕組みづくりが求められます

プラン策定の背景



具体的な取組

市では、4つの基本方針により取組を進めます。

- 基本方針1** 開かれた市政を実現します。
①市民の市政への参画機会を積極的に確保します
・市民の参画機会の確保と市政情報の提供
・信頼される行政のための仕組みの構築
- 基本方針2** 多様な主体同士による市民協働を促進します。
①各主体がより良い関係を構築できる機会を創造します
・各主体の交流機会の確保
・各主体を結ぶ相談体制の充実
②多様な主体による事業を創設します
・多様な主体によるまちづくり事業の実施と促進
- 基本方針3** 開かれた市政を実現します。
①条例およびプランを進行管理します
・条例の達成状況の評価と見直し
・プランの進行管理
- 基本方針4** 施策の推進体制を整備します。

